

日本保育協会青年部内規

第1章 総則

(名称)

第1条 社会福祉法人日本保育協会に青年部を置く。

2 前項の青年部は、社会福祉法人日本保育協会青年部（以下「青年部」という）という。

(目的)

第2条 青年部は、社会福祉法人日本保育協会の目的である「児童の福祉の増進及び保育事業の向上を図る」ことを増進するため、青年の特性を發揮することを目的とする。

(事業)

第3条 青年部は、前条の目的を達成するために、社会福祉法人日本保育協会が実施している各種事業を全面的に支援するとともに、地域社会での諸活動を通じて、保育環境を整備し物心両面から、よりよい保育を実行するために必要な事業を行う。

第2章 会員及び会費

(会員)

第4条 青年部は、社会福祉法人日本保育協会会員の中から、原則として45歳以下の者をもって会員とする。

(会費)

第5条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

第3章 役員

(役員)

第6条 青年部には、次の役員を置く。

運営委員 17名以内（内部長1名、副部長若干名、事務局長1名）

監事2名

2 運営委員及び監事は、各支部青年部長をもって構成する全国青年部長会において選出する。

3 部長、副部長、事務局長は、運営委員の中から運営委員会において選出する。ただし副部長の内1名は、全国青年保育者会議の開催担当支部の青年部長又は大会実行委員長であって、運営委員会で承認された者が行うものとする。

4 運営委員及び監事は相互に兼ねることができない。

(顧問及び相談役)

第7条 青年部に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問は、運営委員会が推薦し、全国青年部長会で議決された者とする。

3 相談役は、運営委員会が推薦し、全国青年部長会の議決を経て部長が委嘱する。

(任務)

第8条 運営委員会は、全国青年部長会の議決に基づいて、業務を執行する。

2 部長は、この青年部を代表し、業務を統括する。

3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、予め定められた順序に従って、その職務を代行する。

4 事務局長は、部長の命を受け、事務を処理する。

5 監事は、青年部の業務内容及び会計の執行状況等監査の職務を行う。

(任期)

第9条 役員並びに顧問及び相談役の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

2 補欠役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員等は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が決定するまでは、前任者がその業務を行わなければならない。

第4章 会議

(種類)

第10条 会議は、全国青年部長会及び運営委員会とする。

(機能)

第11条 全国青年部長会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画並びに予算案と、会費の決定。
- (2) 事業報告並びに決算の承認。
- (3) 運営委員の選任。
- (4) 内規の変更等。
- (5) 全国青年保育者会議の次期開催支部の決定。
- (6) その他運営に関する重要なこと。

2 全国青年部長会は、定期と臨時にわけて開催し、部長が招集する。

3 全国青年部長会の議長は、出席部長の中から選任する。

4 全国青年部長会の議決は、構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

5 全国青年部長会において議決した事項は、社会福祉法人日本保育協会理事会及び評議員会の同意を得るものとする。

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、次の事項を審議・執行する。

- (1) 全国青年部長会の議決した事項に関すること。
 - (2) 全国青年部長会に付議すべき事項。
 - (3) その他全国青年部長会の議決を要しない業務の執行に関すること。
- 2 運営委員会は、必要な時随時開催するものとし、部長が招集する。
- 3 運営委員会の議長は、部長が行う。

(専門委員会)

第13条 青年部に必要に応じて、目的別の専門委員会を置くことができる。

2 委員会の委員長及び副委員長は、運営委員会が推薦し、部長が委嘱する。

第5章 会計

(予算・決算)

第14条 青年部の収支予算は、全国青年部長会の議決を経て定める。

2 収支決算は年度終了後2ヶ月以内に、監査を終え、全国青年部長会の承認を得なければならぬ。

(会計年度)

第15条 青年部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 その他

(慶弔)

第16条 会員の慶弔に関することは別に定める。

(事務局員)

第17条 青年部は事務局次長1名と、事務局員若干名を置くことができる。

(支部青年部)

第18条 社会福祉法人日本保育協会各支部に青年部を置くことができる。

(細則等)

第19条 この内規についての細則は、運営委員会において別に定める。

付 則

この内規は平成2年5月17日から施行する。

平成6年6月2日一部改正

平成10年5月19日一部改正

平成17年4月20日一部改正

平成22年5月25日一部改正